

## 設計住宅性能評価に関する契約書

- 1 申請者(以下「甲」という。)及び一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「乙」という。)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定に基づく住宅性能評価について、一般財団法人岩手県建築住宅センター評価業務約款及び同評価業務規程を遵守のうえ履行するものとする。
- 2 甲は、一般財団法人岩手県建築住宅センター評価業務手数料規程に規定する手数料を現金又は銀行振込により納入するものとする。なお、銀行振込の場合は、乙が発行する振込依頼書により契約の締結日から17日以内に納入するものとし、それに要する費用は申請者の負担とする。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、別の収納方法によることができる。
- 3 この契約書は2通作成し当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号  
一般財団法人岩手県建築住宅センター  
理事長 金田 義徳 印